

4, 600億円程度見込まれる。

(4) 電力事業、ガス事業、NTT、KDD等の設備投資の円滑な実施

① 電力事業については、電源開発及び送電線等流通設備の整備等に最大限取り組むため、今次の経済対策の一環として、平成4年度実績見込みに約3,600億円上乗せした約5兆円の設備投資を計画しているほか、平成5年度下半期に予定されている発注のうち、1兆円程度を上半期に繰り上げることとしており、これらの円滑な実施を図るよう要請する。

特に、配電線の地中化については、関係省庁等による環境整備の進展に応じ、既存計画の前倒しに努力するとともに、情報基盤強化及び電気信頼度向上のための光ファイバーの敷設に積極的に取り組むよう要請する。

② ガス事業についても、供給力向上、保安強化の観点から、今次の経済対策の一環として、平成4年度実績見込みに約100億円上乗せした約3,000億円の設備投資を計画しているほか、平成5年度下半期に予定されている発注のうち、600億円程度を上半期に繰り上げることとしており、これらの円滑な実施を図るよう要請する。

③ NTT、KDDをはじめとする第一種電気通信事業者の設備投資については、その経営体質の強化を図りつつ、ネットワークのデジタル化投資の繰上げ、光ファイバー網関連投資の追加等、設備投資の前倒し及び設備投資額の上積みにより、平成5年度において設備投資を合計2,500億円程度促進するよう要請する。

6. 中小企業対策等

厳しい経営環境に直面し、資金繰りが悪化している中小企業の金融の円滑化を図るため、政府関係中小企業金融機関等の貸付規模の拡大等を図るとともに、中小企業に対する信用保証の一層の充実を図ることとし、総額1兆9,100億円規模の貸付枠の追加等の対策を実施する。

(1) 中小企業等の資金調達の円滑化

① 中小企業の政府関係中小企業金融機関等への資金需要の高まりに対応するため、国民金融公庫、中小企業金融公庫等の緊急特例限度貸付制度の限度額の倍増等を行うとともに、貸付規模を大幅に拡大する。

② 一時的な業況悪化により、資金繰りが悪化している中小企業の経営の安定を図る

ため、政府関係中小企業金融機関等に低利の中小企業運転資金特別貸付制度等を創設するとともに、緊急経営支援貸付制度の融資枠を拡大し、下請中小企業や円高等の影響を被っている中小企業に対する特別枠を創設する。

- ③ 国民金融公庫、中小企業金融公庫等に対する中小企業の債務返済の負担の軽減等を図るため、返済資金緊急融資制度を創設するとともに、中小企業の実情に応じた返済猶予への配慮、担保徴求の弾力化を指導する。
- ④ 中小農林漁業金融の円滑化を図るため、木材産業等高度化推進資金の貸付枠の拡充等を行う。

## (2) 中小企業に対する信用保証の充実等

- ① 担保不足等により、資金繰りが悪化している中小企業を支援するため、中小企業信用保険法の保険限度額が倍額となる特定業種の指定を弾力的に実施するとともに、政府関係中小企業金融機関等からの融資に対する信用保証協会の保証の弾力的活用を図る。
- ② 信用保証協会の保証付融資を拡大するため、中小企業信用保険公庫に対し出資を行う。
- ③ 小企業等の資金調達の円滑化を図るため、国民金融公庫にある無担保・無保証の小企業等経営改善資金貸付制度（マル経制度）の貸付枠の拡大等を行う。

## (3) 設備投資の促進

- ① 中小企業事業団の高度化融資事業を前倒しして実施する。
- ② 中小企業の活性化に資する観点から、中小企業の設備投資促進のための1年間の臨時時限の措置として、中小企業者等の機械の特別償却制度を抜本的に拡充し、中小企業機械投資促進税制（仮称）とするほか、新たに創設する高度省力化投資促進税制（仮称）においても、特に中小企業について特別償却率及び税額控除率の割増しを行う。

## (4) 下請中小企業対策、官公需対策

- ① 景気低迷の影響の大きい業種について調査を充実・強化する等により下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用を図るとともに、下請取引相談事業の創設等による下請取引適正化促進のための体制を早期に整備する。
- ② また、中小規模工事の早期発注や分割発注の推進等に特段の配慮を払うことにより、官公需における中小企業の受注機会の増大を図るとともに、地方公共団体に対しても同様の配慮を要請する。

## 7. 雇用対策

最近の雇用失業情勢を踏まえ、雇用の安定等を図るため、次のような雇用対策の充実を図る（所要額280億円）。

- (1) 雇用動向の迅速かつ的確な把握に引き続き努めるとともに、失業を予防し、企業の雇用維持努力を支援するため、雇用調整助成金制度の助成率の引上げ（中小企業事業主の場合、現行3分の2を4分の3に改定する等）、指定業種について対象事業主となる下請事業主の範囲を拡大する等制度の活用、充実を図る。
- (2) 中高年齢者などの雇用の安定を図るため、特に中高年齢ホワイトカラー労働者に重点を置いて雇用就業機会の確保及び教育訓練等能力開発対策の充実を図る。
- (3) 省力化、効率化投資等による生産性の向上を図りながら、労働時間短縮を着実に進めるため、事業主に対する指導援助を実施する。

## 8. 税制上の措置

### (1) 住宅取得促進税制の拡充

住宅取得等をより一層促進することにより内需の拡大を図るため、一定の範囲において税額控除率を引き上げるとともに、適用対象にマンションリフォームを追加する等の措置を講ずる。

### (2) 設備投資を促進するための税制上の措置

中小企業の投資や、時短・就業環境改善、環境保全、輸入促進等に配慮した省力化・合理化投資を支援するため、特別償却と税額控除の選択適用による新たな税制上の措置を講ずる。

### (3) 特定扶養控除の引上げ

教育等の諸出費のかさむ中堅層の税負担軽減に配慮する観点から、特定扶養親族に係る控除額を50万円（現行45万円）に引き上げる。

#### (4) 従業員レクリエーション旅行の非課税要件の拡大

非課税の対象となる従業員レクリエーション旅行の日数要件を4泊5日以内（現行3泊4日以内）に拡大する。

以上の税制上の措置による減収額は、初年度約1,500億円、平年度約1,700億円と見込まれる。

### 9. 規制緩和

公的規制がもたらす国民や企業の実質的な負担や制約を軽減し、民間活力を引き出すとともに、国民生活の質の向上を図るため、公的規制の目的・内容を緊急に見直し、この結果に応じ許認可等の大幅な整理を図ることとする。

### 10. 輸入の促進等

上記の諸施策をはじめとする我が国の内需拡大の努力は、内外無差別、透明及び公正かつ開放的な市場の下、経済の拡大均衡を通じて世界経済にも好ましい影響を及ぼすことが期待される。

- (1) 外貿ターミナル等輸入関連インフラの整備を推進するとともに、輸入促進地域（フォーリン・アクセス・ゾーン）の整備を進め、これと関連して、総合保税地域制度の活用を図る。また、少額輸入貨物に対する簡易税率制度により、輸入通関の迅速化を図る。
- (2) 輸入品及び輸入関連ビジネスの地域における浸透を図るため、地域輸入促進センターを設置する等日本貿易振興会の輸入促進機能の強化を図る。
- (3) 国民金融公庫、中小企業金融公庫等の輸入品販売円滑化貸付につき金利の引下げを図るとともに、対日輸出を行おうとする外国企業向けの日本輸出入銀行の融資制度の運用改善を図る。

- (4) 政府の施設等の整備に係る政府調達において、外国製品の輸入が行われるよう配慮する。
- (5) 本年4月1日から拡充・強化された製品輸入促進税制の活用を奨励する。なお、投資促進策として今回創設する（7月1日）高度省力化投資促進税制（仮称）において、輸入促進にも配慮することとする。
- (6) 本年4月1日から実施した特惠関税制度における鉱工業品のシーリング管理方式の改善により、開発途上国からの輸入の促進を図る。
- (7) 為替レートの動向に細心の注意を払いつつ、引き続き輸入品価格動向等に関する調査を行い、円高効果の物価面への浸透状況を的確に把握する。
- (8) 市場開放問題苦情処理推進本部（OTO）諮問会議の「基準・認証制度等に係る市場開放問題についての意見」（平成5年4月12日）を最大限に尊重した対応を速やかに決定し、それに基づく措置を早期にとることをはじめとして、市場アクセスの一層の改善に努める観点から、OTOの機能を積極的に活用する。
- (9) 多くの開発途上国が直面している経済困難に配慮し、これら諸国の自助努力を支援すべく、効果的・効率的な途上国支援を進める。

## 11. 金融システムの安定性の確保

昨年来、我が国の金融システムは、金融機関の不良資産問題の処理の進展や自己資本の充実等により着実に安定性を回復し、金融システムに対する国民の不安感は解消されつつあるが、今後とも、金融システムの安定性の確保を図るため万全を期すこととする。

### (1) 金融機関の不良資産の早期処理

- ① 住宅金融専門会社等の経営問題について具体的な取組みの進展が見られるところであるが、他の個別問題についても、今後関係者が一層の努力を行うことを要請する。
- ② 共同債権買取機構による不良債権の買取りが本年3月に実行されたが、今後とも早期に不良債権の処理を行うよう金融界に要請する。

(2) 金融機関の融資対応力の確保

- ① 健全な経済活動に必要な資金の円滑な供給を図るため、金融機関に対し、融資体制の強化を要請する。
- ② 自己資本調達手段の多様化や債権の流動化の促進に引き続き努める。

(3) 以上の措置のほか、個々の銀行による不良資産のディスクロージャーの実施等、従来より進められてきた諸措置を引き続き推進する。

12. 安定的で活力ある証券市場の確立

証券市場が資金調達、運用の場として円滑に機能するよう、安定的で活力ある市場の確立に向け、引き続き市場をとりまく環境整備に努める。

(1) 株式組入れ比率の制限を設けない新たな指定単については、その円滑な運用を引き続き推進する。

(2) 個人投資家の長期的で安定的な株式投資の促進

- ① 本年2月より実施された株式累積投資制度の着実な推進を図る。
- ② 発行企業に対し、単位のくくり直しや株式分割等を引き続き要請する。

(3) 企業の資金調達環境の整備

- ① 社債発行限度規制の撤廃、受託制度の見直し等を含む「商法等の一部を改正する法律案」の早期成立を期し、その速やかな施行を図る等引き続き社債市場における諸規制、諸慣行の見直し、撤廃を図る。
- ② 自己株式の取得及び保有に関する規制の見直しについて、次期通常国会までに結論を得、所要の対応をすべく検討を促進する。

(4) 以上の措置のほか、発行企業に対する配当性向の引上げの要請等、従来より進められてきた諸措置を引き続き推進する。

13. 金融政策の機動的運営

内外経済動向及び国際通貨情勢等を注視しつつ、金融政策の適切かつ機動的な運営を図る。